

慶應義塾大学全塾協議会財務会計規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この財務会計規則は、慶應義塾大学全塾協議会（以下全塾協議会）の会計処理を適正かつ円滑に行い、真実な事業結果及び財政状態を明らかにするとともに、全塾協議会の健全な運営を図ることを目的とする。

第2条 (適用)

- ① 全塾協議会に所属する特別委員会（以下特別委員会）の会計処理は、全塾協議会規約に基づくこの規則の定めるところによる。
- ② 所属団体及び事務局の会計処理についても 本規則を準用する。

第3条 (事業年度)

特別委員会の事業年度は毎年4月1日より翌3月31日までとする。但し、予め全塾協議会に事業年度の変更を届け出たものについては、それに従う。

第4条 (資金の運用)

特別委員会の活動資金は、塾生の福利厚生の上を目的として運用されなくてはならない。

第5条 (財源区分)

- ① 特別委員会の会計は、交付金会計及び独自財源会計に区分して行う。
- ② 独自財源を持たない場合は、全塾協議会にその旨を届け出なければならない。

第6条 (予算準拠)

- ① 特別委員会は毎事業年度初めに、前条に定める財源区分ごとに予算編成を行い、予算計画書を全塾協議会に届け出なくてはならない。
- ② 収支の執行については予算に準拠して行わなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

第7条 (財務責任者)

- ① 特別委員会は財務管理のため、財務責任者を選任しなくてはならない。
- ② 代表者と財務責任者の兼任はこれを妨げない。

第8条（財務責任者の変動）

- ① 財務責任者がやむを得ない事由によりその職務を全うできない場合は、代表者により代行する者を選任する事ができる。
- ② 前項において、財務責任者に変動があった場合は、速やかに全塾協議会にその旨を届け出なければならない。

第9条（財務事務担当者）

財務事務担当者は財務責任者の指示に従って財務事務を処理するものとする。

第2章 財源

第10条（交付金）

全塾協議会は、引当金として審議に基づき、特別委員会に自治会費交付金を交付する。

第11条（交付申請）

- ① 交付金の交付を受けるためには以下の手続きを行わなければならない。
 - （1）今後一年間の活動計画、予算計画及びその他審議のために必要なものの提出
 - （2）確定した交付額における執行計画の提出
 - （3）塾生代表の承認
- ② 交付申請に必要な書類は、全塾協議会事務局の定める様式により作成するものとする。

第12条（独自財源）

特別委員会は業務遂行のために、独自財源として独自に資金調達を行うことができる。

第13条（独自財源の調達）

- ① 独自財源の調達にあたって、慶應義塾の名誉を損なう方法を用いてはならない。
- ② 特別委員会は営利目的の事業を行ってはならない。

第14条（支出基準）

交付金及び独自財源の支出許可基準については、全塾協議会が別に定めるところによる。

第15条（特別支出）

やむを得ない事由により、前条の定める外に支出を行わなければならない場合には、特別支出として扱う。

第16条（特別支出許可申請）

- ① 特別支出はその都度に、全塾協議会に特別支出許可申請を行い、その許可を得なければならない。
- ② 特別支出許可申請は事前申請でなくてはならない。但し、やむを得ない事由により支出前に塾生代表の許可が得られなかった場合は、代表者の許可により、前年度同月の実績額の範囲内において支出を認める。
- ③ 前項の規定によって支出を行った場合、特別支出を行った団体はその支出から一ヶ月以内に全塾協議会にその旨を届け出て、許可を得なければならない。

第3章 予算

第17条（予算計画書）

- ① 予算計画書は特別委員会の資金的な立場からの運営を円滑にするために資金の受入、払出が実行可能であるよう概算計算を行い、もって資金の収支の均衡を考慮し、事業計画を基本的に編成するものとする。
- ② 財源区分がある場合には、各区分の予算計画を策定後、総括表を作成しなければならない。
- ③ 予算計画書は、全塾協議会事務局の定める様式により作成するものとする。

第18条（予算遵守）

- ① 各収支予算科目の収支は、これを超過してはならない。
- ② 前項規定において超過収支のために、他の収支予算科目を流用してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

第19条（予備費）

予測し難い支出に充てるため相当額の予備費を計上することができる。

第4章 出納

第20条（金銭の出納）

- ① 金銭の収納及び支払いについては財務事務担当者がその理由を証憑書類等によりよく調査の上、財務責任者の承認を得た会計伝票に基づいて行い、収納の場合は領収書を発行し、支払いの場合には相手先の領収書の収受を必ず行わなければならない。
- ② 会計伝票は、全塾協議会事務局の定める様式により作成するものとする。

第21条（金銭等の保管）

金銭については、財務責任者の責任において厳重に管理し、当座の必要額である手許現金を除き遅滞なく銀行に預けなければならない。

第22条（金銭の過不足）

現金に過不足が生じた場合は、財務事務担当者は遅滞なくその原因を調査し、その処置については財務責任者に報告して、その指示を仰がなければならない。

第23条（金融機関との取引）

- ① 金融機関との取引をする場合の金融機関の決定、停止については、財務責任者を通じて代表者の承認を得なければならない。
- ② 前項における取引の名義人は大学名を入れた団体名とし、これに職名を付したものでなくてはならない。但し、事前に全塾協議会の承認を得たものについては、この限りではない。

第5章 物品

第24条（物品の範囲）

物品とは、専ら団体の活動目的のために供する事務用品、備品等のことであって、団体の財源にて購入されるものをいう。

第25条（物品の購入）

物品の購入にあたっては、団体の活動目的に合致するようなものに限り、適正な価格及び適正な数量にて購入をしなければならない。

第26条（物品の管理）

- ① 物品は耐用年数を考慮した上で、その用途に応じ最も効率的に使用しなければならない。
- ② 物品は専ら団体の活動目的のために供するものであり、みだりに私物化することが無いよう保管しなければならない。

第6章 決算

第27条（目的）

決算は、特別委員会の各事業年度の会計記録を整理集計し、収支の状況、会計執行の状況及び当該事業年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

第28条（決算書類の作成）

- ① 特別委員会は、毎事業年度終了後に当該事業年度末における決算書類を作成しなければならない。
- ② 決算書類は、全塾協議会事務局の定める様式により作成するものとする。

第29条（内部監査）

特別委員会は前条の決算書類を作成した後、全塾協議会への提出の前までに内部監査の監査を受けなければならない。なお、内部監査の監査結果についての意見を書面により決算書類に添付しなければならない。

第30条（提出）

- ① 前条により内部監査を受けた決算書類及び活動報告書は、毎活動年度終了後の全塾協議会事務局の定める時期に提出しなければならない。
- ② 提出の際には、当該事業年度中に作成した全ての出金伝票を、添付書類としてともに提出しなければならない。

第31条（公開）

- ① 決算書類は公開とし、塾生または塾生による団体からの請求があった場合にはこれを開示する。
- ② 前項の場合において、塾生代表は、当該書類の公開によって第三者の利益を害する恐れがあると認めるとき、塾生に不当な混乱をもたらすと認めるとき、その他正当な事由がある場合にはその開示を拒むことができる。
- ③ 前項の規定によって書類の開示請求が却下された場合、塾生代表は請求者に対し書面をもって却下の事由を明らかにしなくてはならない。

附則

第32条（財務処理の疑義の決定）

この財務会計規則に定め又は定めのない事項について疑義が生じた場合、その解決は全塾協議会の決議によって解決するものとする。

第33条（改廃）

この財務会計規則を改廃しようとする場合は、全塾協議会の決議による。

第34条（施行）

この財務会計規則は、塾生代表が成立した日からこれを施行する。

改正者 二〇一二年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会財務会計規則改正を承認する。

二〇一二年二月一六日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 印南 まどか
慶應義塾大学体育会本部
主幹 簗島 大記
慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会
委員長 久保 友人
慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会
委員長 糸田 朋来
慶應義塾大学四谷自治会
会長 胡谷 俊樹
慶應義塾大学芝学友会
会長 伊藤 大祐
慶應義塾大学福利厚生機関本部
代表 齊藤 潤

改正者 二〇一六年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 高井 康佑

以上の全塾協議会財務会計規則改正を承認する。

二〇一六年十一月二二日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 宮本 光一朗
慶應義塾大学体育会本部

主幹樋口 貴仁

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 大庭 集平

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 八木 洋樹

慶應義塾大学四谷自治会

会長 友岡 領

慶應義塾大学芝学友会

会長 中込 愛

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 廣谷 正

改正 2019年9月30日

施行 2019年9月30日

以上の全塾協議会財務会計規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 西澤 勇太

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 高木 哲平

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 溝口 然

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 保住 英希

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 駒野 裕介

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会財務会計規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 前田 稔